

## 「福山市立大学 大学案内2022作成業務」に関するプロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本業務は、福山市立大学の知名度の向上、ブランドイメージの定着及び受験者・入学者の増加を図るため、受験生を主要ターゲットとし、利用者にとって本学の魅力をわかりやすく説明するための媒体を作成することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

福山市立大学 大学案内2022作成業務

#### (2) 業務場所

福山市立大学、受注者の事業所内及び福山市立大学が指定した場所

#### (3) 業務内容

「福山市立大学 大学案内2022作成業務」仕様書のとおりとする。

#### (4) 業務履行期間

契約締結日から2021年（令和3年）3月31日まで

### 3 委託費

委託費の上限は5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から広く提案を募集し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び広島県暴力団排除条例（平成22年条例第37号）に基づく暴力団及び暴力団員等でないこと。

## 6 参加申込の手続等

### (1) 担当部局

福山市総務局福山市立大学事務局学務課  
〒721-0964 広島県福山市港町二丁目19番1号  
電話：084-999-1113（直通）  
FAX：084-928-1248  
E-mail：gakumu@fcu.ac.jp

### (2) 選考スケジュール

公告	2020年（令和2年）5月25日（月）
実施要領等の資料配布期間	2020年（令和2年）5月25日（月）から 同年6月8日（月）まで
質問書受付期間	2020年（令和2年）5月25日（月）から 同年6月8日（月）午後5時まで
参加申込書の受付期間	2020年（令和2年）5月25日（月）から 同年6月8日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限	2020年（令和2年）6月10日（水）
企画提案書の提出者の選定通知	2020年（令和2年）6月15日（月）
企画提案書の受付期間	2020年（令和2年）6月16日（火）から 同年6月30日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2020年（令和2年）7月8日（水）
受注候補者の選定通知	2020年（令和2年）7月10日（金）

### (3) 実施要領等の配付資料及び配付期間等

実施要領等の配付資料，配付期間及び配付場所は，次のとおり。

#### ア 配付資料

- a 実施要領
- b 参加申込書（様式1）
- c 実績報告書（様式2）
- d 申立書（様式3）
- e 使用印鑑届（様式4）
- f 委任状（様式5）

- g 誓約書（様式6）
- h 質問書（様式7）
- i 企画提案書（様式8）
- j 企画提案書作成要領
- k 見積書（様式9）
- l 仕様書
- m 契約書（案）

イ 配付期間

2020年（令和2年）5月25日（月）から同年6月8日（月）（福山市の休日を定める条例第1条に規定する日（以下「市の休日」という。）を除く。）まで

ウ 配付場所

（1）に同じ。本学ウェブサイト（<https://www.fc.u.ac.jp/index.html>）からもダウンロード可能です。

## 7 参加申込書の作成等

（1）受付期間

2020年（令和2年）5月25日（月）から同年6月8日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（市の休日を除く。）

（2）提出場所

6（1）に同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は2020年（令和2年）6月8日（月）午後5時必着。）

（4）提出書類及び部数

次のアからケまでの書類を作成し、各1部を提出すること。

（ウ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 実績報告書（様式2）

ウ 商業・法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写しでも可。）

エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式3）を提出すること。）

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。）

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ク 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長，営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ケ 誓約書（様式6）

## 8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

### （1）参加資格確認結果の通知

2020年（令和2年）6月15日（月）までに，参加申込書の提出者全員に，参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付するとともに，郵送により参加資格確認結果を通知する。

### （2）参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は，本件プロポーザルを取り止めることとする。参加申込書の提出者が1者のみの場合は，当該1者について参加資格の確認を行う。

## 9 質問書の受付および回答

質問は，次の手続により行うことができる。

### （1）質問書受付期間

2020年（令和2年）5月25日（月）から同年6月8日（月）までの午前8時30分から午後5時まで

### （2）質問書の提出方法

質問事項がある場合は，質問書（様式7）を6（1）担当部局宛に電子メールにファイルを添付し提出すること。なお，メール送信の際は，件名に「福山市立大学 大学案内2022作成業務に関する質問」と記した上で送信すること。

### （3）回答

質問に対する回答は，プロポーザルに参加資格のあるすべての者に2020年（令和2年）6月10日（水）までに，参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付する。

## 10 企画提案書の作成等

### （1）受付期間

2020年（令和2年）6月16日（火）から同年6月30日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（市の休日を除く。）

### （2）提出場所

6（1）に同じ。

### （3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は，市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで，郵

送の場合は2020年（令和2年）6月30日（火）午後5時必着。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式8） 1部

イ 企画提案書（本文） 10部

※「福山市立大学 大学案内2022作成業務委託仕様書及び企画提案書作成要領」に基づいた内容とすること。

ウ 見積書（様式9） 1部

※イについては、紙媒体に加えて、電子ファイルをCD-Rにて提出すること。また、本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

### 1.1 企画提案書の評価及び評価基準

10で提出された企画提案書をもとに「福山市立大学 大学案内2022作成業務」事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) 審査（プレゼンテーションの実施）

ア 実施日

2020年（令和2年）7月8日（水）

イ 実施場所

福山市立大学 管理棟1階 12会議室

ウ 実施方法

企画提案書の内容について、提出した企画提案書等をもとに説明を行うものとし、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

エ その他

実施時間等の詳細については、企画提案書の提出者に別途通知する。

(2) 評価項目・基準

別紙「福山市立大学 大学案内2022作成業務評価項目及び基準」のとおり。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者2名を特定する。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2020年（令和2年）7月10日（金）

プレゼンテーションをおこなった者に対し、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付するとともに、郵送で通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果は、契約締結後、本学ウェブサイトに掲載する。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

(ア) 受付場所 6(1)の担当部局に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

## 1.2 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10(4)ウで提出した見積書（様式9）の額と同額になるとは限らない。

(3) 契約書については、原則「6(3)アのm契約書（案）」を使用することとする。

(4) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

## 1.3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) 提案書及びプレゼンテーションの内容が仕様書を満たさない場合

(7) その他市の指示に違反する場合

#### 1 4 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 提出資料の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された資料は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出資料の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された資料は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 受付期間以降における提出資料の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された資料は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 資料の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。